予 定 管 理 方 法 書

県営土地改良事業火の谷地区(農業用用排水施設整備事業・区画整理事業)によって造成される施設の予定管理方法等

1　管理者

安芸高田市甲田町火の谷土地改良区

2　管理すべき施設の種類

名称	個所数又は延長	摘要
道路	(11ヶ線　L＝2.7km) 9ヶ線　L＝2.5km	区画整理
排水路	(2ヶ線　　L＝0.1km) 4ヶ線　　L＝0.2km	
用排水路	(6ヶ線　　L＝0.5km) 7ヶ線　　L＝0.4km	
用水路	一式　　L＝2.1km	農業用用排水施設整備

3　貯水，放流，取水又は排水に関する基本事項

農業用用排水施設整備事業により整備される農業用用水施設(管路)は，火の谷川及び支線河川から取水し，通水量は0.002～0.029㎥／Sとする。

4　管理に要する費用の概算

区分 施設名及び種類	標準年間経費の概算額(千円)	合計	摘要
道路	(67) 63	(107) 102	m当たり単価:25円
排水路	(2) 3		(m当たり単価:15円) m当たり単価:14円
用排水路	(7) 6		(m当たり単価:15円) m当たり単価:14円
用水路	(31) 30		

負担方法　　火の谷地区内受益者が地積割により負担する。

5　その他管理方法に関する基本的事項

安芸高田市甲田町火の谷土地改良区が定款，規約により良好な維持管理を行う。